

## 「神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準の一部改正」の概要

### 1. 改正の趣旨

令和4年6月17日に公布された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第69号）附則第1条本文の規定が令和7年4月1日に施行されることから、国が定める指定構造計算適合性判定機関指定基準の改正が行われたため、県が定める神奈川県指定構造計算適合性判定機関指定基準も同様の改正を行う。

### 2. 改正の内容

- (1) 機関による引受けの制限、役員比率及び出資の制限における親族や親会社等の取扱いについての見直し
- (2) その他所要の改正

### 3. 施行日

令和7年4月1日